

審査団の構成基準（一斉審査方式）

エンジニアリング系学士課程用

情報専門系学士課程用

2018年度適用

本文書は、「認定・審査の手順と方法（一斉審査方式）」（対応基準：認定基準（2012年度～2018年度））の「3.3 審査チームの構成及び調整申し立て」にある「審査団の構成基準（一斉審査方式）」を定めるものである。なお、上記文書に記載されているとおり、従来から実施している、1つのプログラム全体を審査長がとりまとめる単独の審査チームで審査する方式を「個別審査方式」と呼ぶ。

1. 審査団の構成

- (1) 審査団長を1名置く。
- (2) 審査団長を補佐する副審査団長を原則として1名置くことができる。
- (3) 審査団を構成する各審査チームは、原則として2名の審査員（主審査員1名、副審査員1名）で構成する。
- (4) 各審査チームの審査員には原則として実務経験者を含める。
- (5) 必要に応じてオブザーバーを加えることができる。
- (6) 審査団のオブザーバーを除いた構成員数は、審査の内容、プログラムの数や規模等に関して特別な理由がある場合、認定・審査調整委員会の承認を得て増減することができる。

2. 審査団長及び副審査団長の資格

下記の(1)から(3)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 下記3.の主審査員の資格を満たしていること。
- (2) 一斉審査方式における審査団長または副審査団長の経験を有すること、あるいは一斉審査方式における主審査員または個別審査方式における審査長の経験を合わせて2回以上有すること。なお、審査団長または副審査団長の経験を有しない場合でも、同日審査における審査長代表の経験を有することが望ましい。
- (3) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

3. 主審査員の資格

下記の(1)から(3)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 下記4.の副審査員の資格を満たしていること。

- (2) 原則として、最近5年以内に一斉審査方式における副審査員または主審査員、あるいは個別審査方式における新規審査または認定継続審査の審査長の経験を有すること。
- (3) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

4. 副審査員の資格

下記の(1)から(9)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。
- (2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該分野の学士課程における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 学士課程プログラム用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」および「自己点検書」の内容に精通していること。
- (5) (4)の文書に対応する一斉審査方式用の文書の内容に精通していること。
- (6) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員倫理を十分にわきまえていること。
- (7) 審査員としての十分な意欲を持っていること。
- (8) 原則として、一斉審査方式におけるオブザーバー、あるいは個別審査方式における新規審査または認定継続審査の審査員としての経験を有すること。なお、最近5年以内に審査長または審査員を経験するか、あるいはJABEEが実施する審査員研修を受講して、適切な訓練を受けていることが望ましい。
- (9) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

5. オブザーバー（審査員になるための研修者）の資格

下記の(1)から(8)までを満たすこと。

- (1) JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。
- (2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該分野の学士課程における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 学士課程プログラム用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」及び「自己点検書」の内容を理解していること。
- (5) (4)の文書に対応する一斉審査方式用の文書の内容を理解していること。

- (6) 審査員になるために必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、オブザーバー（研修者）としての倫理を十分にわきまえていること。
- (7) 審査員になるための十分な意欲を持ち、JABEEが本資格を与えるために実施する研修を受講する、あるいは正会員学協会が主催するJABEEが承認した審査講習会に参加して、適切な訓練を受けていること。
- (8) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

以上

別紙： 審査団の構成員に関する利益相反の排除

以下の項目のいずれかに該当する場合は、当該項目で指定された審査団の構成員となることはできない。

- 1) 当該一斉審査の対象となるいずれかのプログラムと利害関係のある者（現職の教職員、元教職員、名誉教授、当該プログラムで科目を現在担当している非常勤講師、卒業生など）は、当該一斉審査の審査団の構成員になることはできない。
- 2) 大学および大学校の現職の理事長、理事、学長および校長は、すべてのプログラムに対する審査団の構成員になることはできない。
- 3) 高等専門学校（国立高等専門学校機構を含む）の現職の理事長、理事および校長は、すべてのプログラムに対する審査団の構成員になることはできない。
- 4) 当該年度に受審するプログラムのJABEE対応責任者およびプログラム責任者は、すべてのプログラムに対する審査団の審査団長、副審査団長及び主審査員になることはできない。

上記項目以外の利益相反の可能性がある場合は、該当者は依頼元の審査チーム派遣機関またはJABEE事務局に迅速に申し出る必要がある。依頼元の審査チーム派遣機関またはJABEEは、申し出のあった事項が利益相反にあたるかどうかを検討し、該当者を審査団の構成員とするかどうかを判断する。